

後期高齢者医療被保険者証が10月に更新されます

75歳以上の方（または65歳以上で一定以上の障害をお持ちの方）に交付していただきます。後期高齢者医療被保険者証（藤色）は、有効期限が9月30日までとなります。

10月1日からの新しい被保険者証（水色）は、9月下旬までに簡易書留でお送りします。

新しい被保険者証が届きましたら、記載内容をご確認のうえ、ご不明な点は、問い合わせ先までご連絡ください。

なお、現在ご利用の被保険者証は、10月1日から使用できなくなります。

有効期限が切れた後は、内容が読み取れないように細断して処分していただくか、住民課総合窓口または古里出張所までご返還ください。

●有効期限
新しい被保険者証の有効期

限は、令和6年7月31日までとなります。

●負担割合
令和4年10月から令和5年7月までの医療機関にか

かる際の自己負担割合は、令和4年度（令和3年中）の住民税課税所得や収入に応じて、左の表とおりとなります。

○令和4年10月1日から

判断基準	区分	自己負担割合
同じ世帯の被保険者の中に、住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合	現役並み所得者	3割
以下の①②の両方に該当する場合 ①同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる ②「年金収入」と「その他の合計所得金額」の合計額が、被保険者1人の場合は200万円以上（2人以上の場合は320万円以上）	一定以上所得のある方	2割
同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも28万円未満の場合 または上記①に該当するが②には該当しない場合	一般所得者等	1割

【3割負担（現役並み所得者）の対象外となる場合があります】

住民税課税所得が145万円以上でも、つぎに該当する場合は3割負担の対象外となります。

①昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同じ世帯の被保険者の、賦課の

もととなる所得金額の合計額が210万円以下の場合
②令和3年1月から12月までの収入額が次の条件を満たし、基準収入額適用申請を行って認定された場合

・被保険者が1人：収入額が383万円未満
（383万円以上でも、同じ世帯に他の医療保険制度に加入する70〜74歳の方がいる場合は、その方との収入合計額が520万円未満）
・被保険者が2人以上：被保険者全員の収入合計額が520万円未満

これまで、毎年必ず申請が必要でしたが、今回から

対象の方が上記の条件を満たすことを奥多摩町で確認できる場合は、申請を不要としております。お送りする保険証の自己負担割合が軽減後のものとなっている場合がありますので、ご確認ください。

【自己負担割合見直しの背景】

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。

また、後期高齢者の医療費のうち、被保険者が窓口で支払う負担を除く約4割は現役世代（子や孫）の負担（支援金）となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。

今回の自己負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

今回の制度見直しの背景等に関するご質問等は、後期高齢者窓口負担割合コー